

本宮市地域防災計画

目次

第1編 総則編

第1章 総則

第 1 節	計画の目的及び位置付け	3
第 2 節	災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標	5
第 3 節	市の概況と災害要因の変化	9
第 4 節	調査研究推進体制の充実	12
第 5 節	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	13
第 6 節	市民等の責務	19

第2編 一般災害対策編

第1章 災害予防計画

第 1 節	防災組織の整備・充実	23
第 2 節	防災情報通信網の整備	30
第 3 節	気象等観測体制	34
第 4 節	水害・土砂災害予防対策	36
第 5 節	風害予防対策	40
第 6 節	雪害予防対策	41
第 7 節	火災予防対策	43
第 8 節	建造物及び文化財災害予防対策	46
第 9 節	電力・ガス施設災害予防対策	48
第10 節	緊急輸送路等の指定	50
第11 節	避難対策	53
第12 節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	67
第13 節	食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、 廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備	69
第14 節	防災教育	72
第15 節	防災訓練	75
第16 節	自主防災組織の整備	79
第17 節	要配慮者対策	82
第18 節	ボランティアとの連携	88
第19 節	危険物施設等災害予防対策	90
第20 節	災害時相互応援協定の締結	91

第2章 災害応急対策計画

第 1 節	応急活動体制	93
第 2 節	職員の動員配備	99
第 3 節	災害情報の収集伝達	104
第 4 節	通信の確保	113
第 5 節	相互応援協力	114
第 6 節	災害広報	116
第 7 節	救助・救急	118
第 8 節	自衛隊災害派遣要請	120
第 9 節	避難	123
第10節	避難所の設置・運営	130
第11節	医療（助産）・救護	134
第12節	緊急輸送対策	136
第13節	防疫及び保健衛生	138
第14節	災害廃棄物処理計画	140
第15節	廃棄物処理対策	146
第16節	救援対策	149
第17節	被災地の応急対策	153
第18節	応急仮設住宅	156
第19節	死者の捜索及び遺体の対策等	159
第20節	生活関連施設の応急対策	162
第21節	文教対策	165
第22節	要配慮者対策	170
第23節	ボランティアとの連携	173
第24節	災害救助法の適用等	175
第25節	被災者生活再建支援法に基づく支援等	178
第26節	水害・土砂災害応急対策	182
第27節	雪害応急対策	187
第28節	消防に関する計画	190

第3章 災害復旧計画

第 1 節	施設の復旧対策	193
第 2 節	被災地の生活安定	196

第4章 火山災害対策

第 1 節	火山災害対策の概要	201
第 2 節	火山災害予防対策	202
第 3 節	火山災害応急対策	206

第3編 地震災害対策編

第1章 総則

第 1 節	計画の目的及び方針	213
第 2 節	災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標	215
第 3 節	被害の想定	217

第2章 災害予防計画

第 1 節	防災組織の整備・充実	219
第 2 節	防災情報通信網の整備	219
第 3 節	都市の防災対策	220
第 4 節	上下水道施設災害予防対策	223
第 5 節	電力、ガス施設災害予防対策	224
第 6 節	電気通信施設等災害予防対策	224
第 7 節	道路及び橋梁等災害予防対策	225
第 8 節	河川等災害予防対策	226
第 9 節	地盤災害等予防対策	227
第10 節	火災予防対策	229
第11 節	緊急輸送路等の指定	230
第12 節	避難対策	230
第13 節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	230
第14 節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	230
第15 節	防災教育	231
第16 節	防災訓練	231
第17 節	自主防災組織の整備	232
第18 節	要配慮者対策	233
第19 節	ボランティアとの連携	233
第20 節	危険物施設等災害予防対策	233
第21 節	災害時相互応援協定の締結	233

第3章 災害応急対策計画

第 1 節	応急活動体制	235
第 2 節	職員の動員配備	236
第 3 節	地震災害情報の収集伝達	238
第 4 節	通信の確保	239
第 5 節	相互応援協力	239
第 6 節	災害広報	239
第 7 節	消火活動	240
第 8 節	救助・救急	242

第 9 節	自衛隊災害派遣要請	242
第10節	避難	242
第11節	避難所の設置・運営	243
第12節	医療（助産）・救護	243
第13節	緊急輸送対策	243
第14節	防疫及び保健衛生	244
第15節	廃棄物処理計画	244
第16節	廃棄物処理対策	245
第17節	救援対策	246
第18節	被災地の応急対策	246
第19節	応急仮設住宅	246
第20節	死者の捜索及び遺体の対策等	247
第21節	生活関連施設の応急対策	247
第22節	道路、河川管理施設等及び公共建築物の応急対策	248
第23節	文教対策	250
第24節	要配慮者対策	250
第25節	ボランティアとの連携	250
第26節	災害救助法の適用等	250
第27節	被災者生活再建支援法に基づく支援等	251
第4章	災害復旧計画	
第 1 節	施設の復旧対策	253
第 2 節	被災地の生活安定	253
第4編	事故対策編	
第1章	総則	
第 1 節	計画の目的及び位置付け	257
第2章	鉄道災害対策計画	
第 1 節	鉄道災害予防対策	259
第 2 節	鉄道災害応急対策計画	260
第 3 節	鉄道災害復旧対策計画	262
第3章	道路災害対策計画	
第 1 節	道路災害予防対策	263
第 2 節	道路災害応急対策計画	264
第 3 節	道路災害復旧対策計画	265

第4章 航空災害対策計画		
第 1 節	航空災害予防対策	267
第 2 節	航空災害応急対策計画	268
第5章 危険物等災害対策計画		
第 1 節	危険物等災害予防対策	271
第 2 節	危険物等災害応急対策計画	273
第 3 節	危険物等災害復旧対策計画	275
第6章 大規模な火事災害対策計画		
第 1 節	大規模な火事災害予防対策	277
第 2 節	大規模な火事災害応急対策計画	278
第 3 節	大規模な火事災害復旧対策計画	279
第7章 林野火災対策計画		
第 1 節	林野火災予防対策	281
第 2 節	林野火災応急対策計画	283
第 3 節	林野火災復旧対策計画	287
第5編 原子力災害対策編		
第1章 総則		
第 1 節	計画の目的	291
第 2 節	計画の性格	291
第 3 節	計画の周知徹底	291
第 4 節	計画の作成及び修正に際し基本とすべき指針	292
第 5 節	計画の基礎とするべき災害の想定	292
第 6 節	原子力災害対策重点地域の範囲	292
第 7 節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	292
第2章 原子力災害予防対策		
第 1 節	基本方針	293
第 2 節	原子力防災専門官との連携	293
第 3 節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	293
第 4 節	情報の収集・連絡体制の整備	294
第 5 節	緊急事態応急体制の整備	296
第 6 節	避難収容活動体制の整備	298
第 7 節	緊急輸送活動体制の整備	300
第 8 節	救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	300

第 9 節	行政機関の業務継続計画の策定	300
第10節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発	301
第11節	防災訓練等の実施	301
第12節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	302
第13節	災害復旧への備え	302

第3章 緊急事態応急対策

第 1 節	基本方針	303
第 2 節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	303
第 3 節	活動体制の確立	305
第 4 節	避難及び屋内退避	307
第 5 節	治安の確保及び火災の予防	310
第 6 節	飲食物の摂取制限及び出荷制限	310
第 7 節	緊急輸送計画	311
第 8 節	救助・救急、消火及び医療活動	312
第 9 節	住民等への的確な情報伝達活動	313
第10節	自発的支援の受入等	313
第11節	行政機関の業務継続に係る措置	313

第4章 災害復旧対策

第 1 節	基本方針	315
第 2 節	緊急事態解除宣言後の対応	315
第 3 節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	315
第 4 節	放射性物質による環境汚染への対応	315
第 5 節	各種制限措置の解除	316
第 6 節	災害地域住民に係る記録等の作成	316
第 7 節	被災者等の生活再建等の支援	316
第 8 節	被災中小企業等に対する支援	317
第 9 節	風評被害等の影響の軽減	317
第10節	損害賠償の請求等に必要書類の記録	317

第6編 資料編

別冊資料編目次参照